

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	分担金の減免等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町町営土地改良事業分担金徴収条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町町営土地改良事業分担金徴収条例第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町町営土地改良事業分担金徴収条例 （分担金の減免等） 第 5 条 町長は、天災その他特別の事情があると認めるときは納期限を延長し、又は分担金を減免することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定 事案ごとに裁量が異なるため、標準処理期間の設定は困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日